**平成２３年（フ）第２０８号**
青森県八戸市大字湊町字赤坂５番地４　前峯荘１号
債務者　佐々木やえ子
1　決定年月日時　平成23年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

**平成２３年（フ）第８２６号**
栃木県宇都宮市駒生１丁目４番３号　コーベル駒生Ａ101、前住所栃木県宇都宮市宝木町２丁目1023番地　県営宝木住宅７号棟32号室
債務者　市川久美子
1　決定年月日時　平成23年12月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月10日午後４時20分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

**平成２３年（フ）第８２７号**
栃木県宇都宮市御幸本町4879番地21　フローレンス御幸203
債務者　南木　年男
1　決定年月日時　平成23年12月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月27日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

**平成２３年（フ）第８４０号**
栃木県宇都宮市江曽島町1327番地11　南宇都宮グリーンハイツ107号室、前住所栃木県佐野市石塚町568番地13　県営石塚住宅3654
債務者　松村　　純
1　決定年月日時　平成23年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月10日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

**平成２３年（フ）第８４４号**
栃木県芳賀郡益子町大字東田井925番地１
債務者　坂上　英春
1　決定年月日時　平成23年12月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月10日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

**平成２３年（フ）第８４８号**
栃木県宇都宮市桜４丁目５番10号　チェリーハイツ108号、前住所栃木県宇都宮市簗瀬３丁目10番５号　サンライズ田宗305号
債務者　小材　和子
1　決定年月日時　平成23年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月17日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

**平成２３年（フ）第８５０号**
栃木県栃木市大平町富田2275番地２　雇用促進住宅大平宿舎２号棟301号室
債務者　ベニテス　フリオこと　ベニテス　フリオ　オルランド
1　決定年月日時　平成23年12月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月10日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

**平成２３年（フ）第８５９号**
栃木県日光市荊沢579番地55
債務者　斎藤　　恵
1　決定年月日時　平成23年12月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月10日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

**平成２３年（フ）第６４３号**
愛知県豊田市柿本町５丁目64番地　平野荘15―10号
債務者　大原　智子
1　決定年月日時　平成23年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月13日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**平成２３年（フ）第４４７号**
岡山県加賀郡吉備中央町竹荘276番地１
債務者　山﨑南緒子
1　決定年月日時　平成23年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月７日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

**平成２３年（フ）第６３９号**
岡山市南区西市111番地10
債務者　大原　義則
1　決定年月日時　平成23年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月16日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

**平成２３年（フ）第７５７号**
岡山市中区福泊123番地
債務者　湯淺　幸子
1　決定年月日時　平成23年12月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月15日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

**平成２３年（フ）第７５８号**
岡山市中区穝東町１丁目13番28―３号、旧住所岡山市中区雄町317番地
債務者　小林貴久江
1　決定年月日時　平成23年12月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月15日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

**平成２３年（フ）第７９８号**
静岡県島田市中央町29番18号　若葉荘６号
債務者　山本　貞治
1　決定年月日時　平成23年12月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月21日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２３年（フ）第１４８３号**
東京都八王子市中野山王３丁目17番１―602号
債務者　中谷　　香（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成23年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月29日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月29日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部